

奈良県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第三十号

奈良県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例

### 目次

- 第一章 総則（第一条―第十条）
  - 第二章 救護施設（第十一条―第二十一条）
  - 第三章 更生施設（第二十二条―第二十七条）
  - 第四章 授産施設（第二十八条―第三十三条）
  - 第五章 宿所提供施設（第三十四条―第三十九条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （趣旨）

**第一条** この条例は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。

）第三十九条第一項の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）の設備及び運営の基準について定めるものとする。

#### （基本方針）

**第二条** 救護施設等は、利用者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

#### （構造設備の一般原則）

**第三条** 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

#### （設備の専用）

**第四条** 救護施設等の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

#### （職員の資格要件等）

**第五条** 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法

律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

2 生活指導員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

3 救護施設等は、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(職員の専従)

**第六条** 救護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(苦情への対応)

**第七条** 救護施設等は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、その行った処遇に関し、法第十九条第四項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 救護施設等は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(非常災害対策)

**第八条** 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならぬ。

2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 救護施設等(授産施設を除く。)は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(帳簿の整備)

**第九条** 救護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならぬ。

## (報告)

**第十条** 救護施設等は、処遇の向上に関する施策の推進を図るため知事が別に定めるところによりその処遇の状況、質の評価、改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

## 第二章 救護施設

### (規模)

**第十一条** 救護施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

- 2 救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であつて入所者が二十人以上のもの（以下この章において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。
- 3 救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね八十パーセント以上としなければならない。

### (設備の基準)

**第十二条** 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。

- （）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）において同じ。）又は準耐火建築物（同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建の救護施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 静養室

三 食堂

四 集会室

五 浴室

六 洗面所

七 便所

八 医務室

九 調理室

十 事務室

十一 宿直室

十二 介護職員室

十三 面接室

十四 洗濯室又は洗濯場

十五 汚物処理室

十六 霊安室

4 前項第一号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。

5 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とする。

ウ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

オ 特別居室は、原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

## 二 静養室

ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号ア及びウからオまでに定めるところによること。

## 三 洗面所

居室のある階ごとに設けること。

## 四 便所

居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

## 五 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

## 六 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

## 七 介護職員室

居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

## 6 救護施設の廊下等の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜は、緩やかにすること。

7 救護施設の内装等については、木が安らぎを与える効用及び断熱性、調湿性等に優れた性質を有することに鑑み、木材の利用に配慮するものとする。

(サテライト型施設の設備の基準)

## 第十三条 サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。

(職員の配置の基準)

**第十四条** 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。

## 一 施設長

- 二 医師
- 三 生活指導員
- 四 介護職員
- 五 看護師又は准看護師
- 六 栄養士
- 七 調理員

2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を五・四で除して得た数以上とする。

(居室の入所人員)

**第十五条** 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(身体拘束等の禁止)

**第十六条** 介護施設は、入所者への処遇に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 介護施設は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 介護施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由(当該理由について検討した過程を含む)、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 介護施設は、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的に実施しなければならない。

(給食)

**第十七条** 介護施設は、給食の提供に当たっては、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮しなければならない。

2 介護施設は、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

3 介護施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。  
(健康管理)

**第十八条** 入所者については、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行わなけ

ればならない。

(衛生管理等)

**第十九条** 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活指導等)

**第二十条** 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。  
(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第二十一条** 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）第十六条の二に規定する厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

## 第三章 更生施設

(規模)

**第二十二條** 更生施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならぬ。

2 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね八十パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

**第二十三條** 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 集会室
- 四 食堂
- 五 浴室
- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 作業室又は作業場
- 十 調理室
- 十一 事務室
- 十二 宿直室
- 十三 面接室
- 十四 洗濯室又は洗濯場

2 前項第九号に掲げる作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第十二条第一項、第二項、第五項第一号(オを除く。)及び第二号から第六号まで、第六項並びに第七項の規定を準用する。

(職員の配置の基準)



**第二十四条** 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 生活指導員
- 四 作業指導員
- 五 看護師又は准看護師
- 六 栄養士
- 七 調理員

2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が百五十人以上の施設にあつては六人以上、入所人員が百五十人を超える施設にあつては六人以上五十人を超える部分四十人につき一人を加えた数以上とする。

(生活指導等)

**第二十五条** 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第二十条(第二項を除く。)の規定を準用する。

(作業指導)

**第二十六条** 更生施設は、入所者に対し、前条第一項の更生計画に従つて、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

(準用)

**第二十七条** 第十五条から第十九条まで及び第二十一条の規定は、更生施設について準用する。

#### 第四章 授産施設

(規模)

**第二十八条** 授産施設は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなけ

ればならない。

- 2 授産施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合がおおむね五十パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

**第二十九条** 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 作業室
- 二 作業設備
- 三 食堂
- 四 洗面所
- 五 便所
- 六 事務室

- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 作業室

ア 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

イ 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

- 二 便所

男子用と女子用を別に設けること。

- 3 前二項に規定するもののほか、授産施設の設備の基準については、第十二条第七項の規定を準用する。

(職員の配置の基準)

**第三十条** 授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 作業指導員

(工賃の支払)

**第三十一条** 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

**第三十二条** 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(準用)

**第三十三条** 第十六条及び第十九条の規定(医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。)は、授産施設について準用する。

## **第五章 宿所提供施設**

(規模)

**第三十四条** 宿所提供施設は、三十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね五十パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

**第三十五条** 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 炊事設備

三 便所

四 面接室

五 事務室

2 前項第二号に掲げる炊事設備の火気を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第十二条第五項第一号(才を除く。)、第六項第一号及び第二号並びに第七項の規定を準用する。  
(職員の配置の基準)

**第三十六条** 宿所提供施設には、施設長を置かななければならない。

(居室の利用世帯)

**第三十七条** 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、二以上の世帯に利用させてはならない。

(生活相談)

**第三十八条** 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

(準用)

**第三十九条** 第十九条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供施設について準用する。

**附 則**

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。